

特記仕様書

1. 国有林野情報管理システム利用について

(利用申請書の提出)

- ・ 契約後、受託者は事前に「国有林野情報管理システム利用申請書」を発注署へ提出し、仮想デスクトップ利用登録の承認及び国有林野情報管理システム(以下、刷新システムという)利用のため使用者番号の発行を受けること。なお、調査報告書作成に係る作業場所及び作業に必要となる設備、備品及び消耗品等については受託者の責において用意すること。

(立木調査データ取り込み及び収穫復命書の作成等)

- ・ 立木調査データは発注者が指定するプログラムに入力し、CSVデータを刷新システムへ取り込み等行うこと。また、エクセルデータも指示がある場合は提出すること。
- ・ 刷新システムへの取り込みや収穫復命書の入力の方法は、別添マニュアル「早わかり収穫復命書入力～調査野帳等確定」「収穫復命書作成の手引」「国有林野情報管理システムかんたん導入マニュアル」を参考に実施すること。不明な点等ある場合は監督職員等へ連絡し指示を受けること。
- ・ 収穫復命書情報入力の項目については、契約後に手交する復命書情報入力一覧のとおりとする。
- ・ 立木調査野帳の元データと刷新システム取込後の立木調査野帳との整合性をとること。
- ・ 作成書類については、調査項目及び作成書類一覧、特記仕様書のとおりとするが、不具合等がある場合は監督職員等と打合せの上作成すること。

2. その他

- ・ この特記仕様書に定めのない事項等については、必要に応じ監督職員と協議すること。